

別表1（第4条関係）

省エネ化に資する工事	
工事種別	条件
1 屋根、外壁の塗装工事	屋根又は外壁を遮熱・断熱性能のある塗料により、塗り替える工事であること。
2 屋根のふき替え工事	遮熱・断熱性能のある屋根材に ^ふ き替える工事であること。
3 断熱改修等工事	屋根、天井、壁、床、開口部及び基礎の断熱改修を行う工事であること。
4 浴槽の取替工事	高断熱浴槽への取替工事であること。
5 トイレの取替工事	節水型トイレへの取替工事であること。

別表2 (第4条関係)

バリアフリー化に資する工事	
工事種別	条件
1 浴室を改修する工事	入浴又はその介助を容易に行うために浴室の床面積を増加させる工事であること。
	浴槽をまたぎの高さの低いものに取り替える工事であること。
	固定式の移乗台、踏み台その他の高齢者等の浴槽の出入りを容易にする設備を設置する工事であること。
	バリアフリーに配慮したユニットバスに取り替える工事であること。
2 便所を改修する工事	排泄又はその介助を容易に行うために便所の床面積を増加させる工事であること。
	便器を座便式のものに取り替える工事であること。
	座便式の便器の座高を高くする工事であること。
3 便所、浴室又は脱衣室を改修する工事	高齢者等の身体の洗浄を容易にする水栓器具を設置し又は同器具に取り替える工事であること。
	水栓器具をレバーハンドル等に取り替える工事であること。
4 手摺を設置する工事	便所、浴室、脱衣室その他の居室及び玄関並びにこれらを結ぶ経路に手摺を取り付ける工事であること。
5 床を改修する工事	便所、浴室、脱衣室その他の居室及び玄関並びにこれらを結ぶ経路の床の段差を解消する工事であること。
	便所、浴室、脱衣室その他の居室及び玄関並びにこれらを結ぶ経路の床の材料を滑りにくいものに取り替える工事であること。
6 通路、出入口を拡張する工事	介助用の車いすで容易に移動するために通路又は出入口の幅を拡張する工事であること。
7 出入口を改良する工事	出入口の戸を改良する工事であって次のいずれかに該当するものであること。 (1) 開戸を引戸、折戸等に取り替える工事 (2) 開戸のドアノブをレバーハンドル等に取り替える工事 (3) 戸に戸車その他の戸の開閉を容易にする器具を設置する工事
8 階段を設置、改良する工事	階段の設置(既存の階段の撤去を伴うものに限る。)又は改良によりその勾配を緩和する工事であること。
9 スロープ等を設置する工事	外部出入口までの屋外通路にスロープ・手すりを設置する工事であること。

別表3（第4条関係）

居住性向上に資する工事	
工事種別	条件
1 間取りの変更工事	1 か所以上の間仕切り壁の撤去又は新設工事を含む居室の改修工事であること。
2 流し台の取り替え工事	流し台を取り替える工事であって次のすべてに該当するものであること。 (1) 流し台天板の奥行幅を拡張する (2) 水栓器具をレバーハンドル等に取り替える
3 洗面台所の取り替え工事	水栓器具をレバーハンドル等に取り替える工事であること。
4 防音・遮音性を向上させる工事	壁、床、開口部に防音・遮音性を向上させる材料を設置する工事であること。